

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例

秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第1項中「を使用しよう」を「の施設を利用しよう」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、リフレッシュガーデンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第11条を第16条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、リフレッシュガーデンの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開

場時間および休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、リフレッシュガーデンの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること。
- (2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガーデンの管理運営上必要と認める業務

第9条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は第7条の規定により使用」を「、又は第9条の規定により利用」に、「もしくは使用」を「、もしくは利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「を使用し」を「の施設を利用し」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分および同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第9条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をリフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

別表の表中「金額」を「利用料金の限度額」に改め、同表の備考の3中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定に基づき秋田市リフレッシュガーデンの使用に係る使用料を納付している者は、改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例（以下「新条例」という。）第4条の規定に基づき秋田市リフレッシュガーデンの利用料金を支払っている者とみなす。

(準備行為)

3 新条例第6条の規定による秋田市リフレッシュガーデンの利用料金の承認その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。